

お知らせ（2024年6月より）

厚生労働省の通達により、現在、主病として「**糖尿病・高血圧症・脂質異常症**」にて通院されている患者さんは、これまで「**特定疾患療養管理料**」を請求させて頂いておりましたが、6月より「**生活習慣病管理料**」になります。それに伴い診察時に療養計画書の作成が必要となり、**診察に時間を要するため、以前より診察の待ち時間がかかりますので、予めご了承ください。**

〈生活習慣病管理料とは〉

食生活の変化と高齢化に伴い「糖尿病・高血圧症・脂質異常症」の患者数が増加し、様々な合併症を併発する場合があります。そのため重症化を予防するため、療養計画書を作成して総合的な治療管理を行います。

6月1日より医師が患者さんと相談の上、計画書を作成します。



ご質問やご不明なことがありましたら、お気軽に受付窓口までお問合せください。

以上、患者さんのご理解とご協力のほど宜しくお願いいたします。